日時:平成25年1月28日(月)10:00~

場所:三橋庁舎5階 第7会議室

# 第2回三橋地域審議会資料

# ◇目次

三橋地域審議会委員名簿・・・・	•	1
地域審議会の概要 ・・・・・・	•	2
審議会の設置に関する協議書 ・	•	3
地域審議会の経緯 ・・・・・・	•	5
合併協定項目の進捗状況 ・・・	•	6
三橋地域審議会答申と対応状況・	• 2	0
新市建設計画の執行状況 ・・・	• 3	4
三橋地域振興基金の使途について	• 3	6

# ■三橋地域審議会委員名簿

	氏 名	機関・団体及び役職	備考
1	阿志賀 末子	柳川市商工会女性部 副部長	
2	荒木 延尚	柳川市商工会青年部 副部長	
3	石橋 功亘	公募委員	
4	江口 文博	柳川市商工会 会長	
5	大橋 修	垂見営農組合長	
6	菊次 和子	クリーン連合会 理事	
7	柴田 順一郎	三橋町文化協会 会長	
8	新開 秀子	柳川市民生委員児童委員協議会 理事	
9	竹井 澄子	柳川市地域婦人会連絡協議会 会長	副会長
1 0	中村 國保	柳川市行政区長代表委員協議会 会長	会長
1 1	升永 貴浩	PTA連合会 副会長(平成25年1月28日より)	交代
1 2	松藤 秀子	公募委員	
1 3	森 俊治	柳川市体育協会 ソフトボール部理事	
1 4	森田 雅和	柳川山門医師会	
1 5	與田 義之	柳川農業協同組合 非常勤代表監事	

(五十音順)

任期:平成25年12月20日まで

#### ■地域審議会の概要

#### 1 制度の趣旨

市町村が合併することにより、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるという懸念や不安に対応し、また、新市の施策全般に住民の意見をきめ細かに反映することができるよう、平成11年に合併特例法の改正により創設された制度です。

#### 2 地域審議会の設置

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきもので、新市に おいて必ず置かなければならないものではありませんが、本市では、法定協議会の協 議の結果、旧1市2町それぞれに設置することにしました。

#### 3 設置の手続き

地域審議会は、地方自治法第138条の4第3項の附属機関で、条例を制定し、設置 しなければなりません。また、合併特例法第5条の4の規定により、合併関係市町村 は、合併前に地域審議会の設置を決定することとされています。

本市の場合、平成16年8月22日に各市町で地域審議会の設置について議決しています(同年8月23日告示・次ページ参照)。

#### 4 設置期間

合併日(平成17年3月21日)から平成27年3月31日まで

#### 5 地域審議会の役割

地域審議会は次のような事項について審議し、市長に意見を述べることになります。

- ① 新市建設計画の変更に関するもの
- ② 新市建設計画の執行状況に関するもの
- ③ 新市の基本構想の作成・変更に関するもの
- ④ その他市長が必要と認めるもの

#### 6 任期

2年。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。 (※現委員の任期は平成23年12月21日~平成25年12月20日)

#### 7 公開

会議は原則として公開で行いますが、議長が必要と認める場合は、審議会に諮った うえで公開しないことができます。また、審議会に使用した資料や議事録は、市のホ ームページなどで積極的に情報公開に努めます。

## ■地域審議会の設置に関する協議書

## 柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の廃置分合に伴う 地域審議会の設置に関する協議書

平成17年3月21日から柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町を廃し、その区域をもって新たに「柳川市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定により、「柳川市」に廃置分合前の柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の区域(以下「設置区域」という。)ごとに、地域審議会を設置することとし、同条第2項の規定により、当該地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

記

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

名称	設 置 区 域
柳川地域審議会	廃置分合前の柳川市の区域
大和地域審議会	廃置分合前の大和町の区域
三橋地域審議会	廃置分合前の三橋町の区域

(設置期間)

- 第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。 (所掌事務)
- 第3条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。
  - (1) 新市建設計画の変更に関する事項
  - (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
  - (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。 (組織)
- 第4条 審議会の委員の数は、それぞれ15人以内とする。
- 2 委員は、設置区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。
  - (1) 公共的団体等を代表する者

- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期及び失職)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。 (会長及び副会長)
- 第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員 の任命後、最初の会議は、市長が招集する。
- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招 集しなければならない。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めること ができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の議事その他会議の運営に関し必要な 事項は、会長が審議会に諮って定める。

平成 16 年 8 月 23 日

柳川市長 河野 弘史 印

大和町長 石田 宝蔵 印

三橋町長 矢ケ部広巳 印

#### ■地域審議会の経緯

地域審議会設置に関する議決(翌23日告示)  $\square$ H16. 08. 22  $\square$ H17. 03. 21 1市2町合併 □H17. 07. 26 第1回地域審議会開催(3地域同時開催) ◇第2回以降は各地域ごとに開催 ◇任期2年(H19.07.25まで) ◇任期中計6回開催 ※審議会では、新市の現状に関する説明、新市建設計画の概要 説明、総合計画策定に係る報告等を受け、それらの事項につ いての審議を行った。 □H18. 06. 09 地域的課題に関する答申 ※地域における現状や課題などの地域特性を考慮し、計 4 回の 協議を経た上で、委員の意見を取りまとめて地域的課題(要 望事項)を答申した。  $\square$ H20. 02. 14, 15 (改選後) 第1回地域審議会開催 第2回地域審議会開催  $\square$ H21. 01. 14, 15  $\square$ H22. 01. 13, 14, 15 第3回地域審議会開催 (改選後) 第1回地域審議会開催  $\square$ H23. 12. 21, 22 第2回地域審議会開催(今回)  $\square$ H25. 01. 28, 30

#### ■合併協定項目の進捗状況

#### □合併協定項目について

合併協定項目とは、合併協議会において協議する事項で合併に関する基本事項や法 等により合併までに決めておく事項、事務事業でも住民生活に深く関係する事業を協 定書という形でまとめたもので、項目数は各合併協議会の判断で異なりますが、柳川 市では以下の40項目となっています。

その中で、合併までに調整のつかないもの(期間的に無理なものや新市が成立しないと実施できないものなど)を未調整項目としていますが、新市の一体感の醸成のためにも、早期の調整が求められており、毎年度進捗状況を把握しながら、未調整項目の着実な解消を進めています。

以下の合併協定項目のうち、 の項目は、平成 23 年度末の未調整項目、 の項目は、平成 23 年度に調整済になった項目で枠内がその進捗状況です。

## 1 合併の方式

柳川市、大和町、三橋町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併 (対等合併)とする。

#### 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月21日とする。

#### 3 新市の名称

新市の名称は、「柳川市」とする。

#### 4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、現在の柳川市役所(柳川市大字本町87番地1)の位置とする。
- 2 現在の柳川市役所を柳川庁舎、大和町役場を大和庁舎、三橋町役場を三橋庁舎 と呼称する。
- 3 庁舎の利用方式は、本庁方式とし、各市町の現庁舎に窓口業務を置く。ただし、 本庁の施設規模を考慮し、本庁以外の庁舎に本庁の機能を一部分散する。
- 4 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討する。

#### 5 財産及び債務の取扱い

1 1市2町の財産(公有財産・出資による権利・基金)及び債務は、すべて新市 に引き継ぐ。 2 基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。

#### 6 地域審議会の設置

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、柳 川市、大和町、三橋町の各区域において設置する。
- 2 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議 条文省略(3,4p参照)

#### 7 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項 (在任特例)の規定を適用し、現在の1市2町の議員は、合併の日から1年7カ 月間、引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 地方自治法第91条第1項の規定に基づく議会議員の定数は、24人とする。 ただし、在任特例期間終了後、最初に行われる議会議員の一般選挙における議員 の定数は、30人とする。
- 3 公職選挙法第15条第6項の規定に基づく選挙区は、設置しない。

#### 8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会等に関する法律第3条及び同法施行令第1条の3に定める要件により、新市に一つの農業委員会を設置する。
- 2 1市2町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項 第1号(在任特例)の規定を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会 の選挙による委員として在任する。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定適用後、初めて実施する農業委員会の一般選挙における、選挙による委員の定数及び選挙区の取扱いは新市において調整する。

#### 9 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 柳川市、大和町、三橋町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員数は、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
- 3 給与、任用、配置その他の身分の取扱いは、公平に取り扱うものとする。
- 4 職名は、合併時に統一する。

#### 10 地方税の取扱い

- 1 地方税の税率
  - (1) 個人住民税の均等割は、年額3,000円とし、所得割は現行のとおりとする。
  - (2) 法人住民税の均等割は、現行のとおりとし、法人税割の税率は、柳川市の例による。
  - (3) 固定資産税は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、 合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率を採用する。
  - (4) 特別土地保有税、軽自動車税及び市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
  - (5) 入湯税は、柳川市の例による。
- 2 地方税の非課税、減免
  - (1) 非課税は、現行のとおりとする。
  - (2) 減免は、合併時までに調整する。
  - (3) 入湯税の課税免除は、柳川市の例による。

#### 11 特別職の身分の取扱い

特別職(行政区長及び消防団員は除く。)の身分は、その設置、人数、任期、給 与及び報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等は、法令の定めるところによる。給与 の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 2 市議会議員の報酬の額は、合併時までに調整する。
- 3 行政委員会の委員数及び任期は、法令の定めるところによる。報酬の額は、柳 川市の例をもとに調整する。
- 4 審議会、委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 現に1市2町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
  - (2) 1市、1町、1市1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において 速やかに調整する。
  - (3) 人数、任期及び報酬額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 5 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の 任期及び報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。
- 6 新市の職務執行者については、1市2町の長が別に協議して定める。給与の額 は、柳川市の例をもとに調整する。

#### 12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・決定された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの
- 2 合併後、旧市町の区域に暫定的に施行するもの

3 合併後、逐次制定し、施行するもの

#### 13 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構は、総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら、合併協定項目「新市の事務所の位置」の確認事項並びに下記の「新市における事務組織及び機構の整備方針」により整備する。

- 1 新市における事務組織及び機構の整備方針
  - (1) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
  - (2) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
  - (3) 簡素で効率的な組織・機構
  - (4) さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
  - (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

#### 14 使用料・手数料の取扱い

- 1 使用料は、施設の内容及び建設年度が異なり、また、地域に定着していること を考慮し、原則として現行のとおりとし、減免規定は合併時までに調整する。た だし、同一または類似する施設の使用料は、新市において統一するよう努める。
  - (1) 柳川市民会館使用料は、住民が利用しやすいように、合併時までに見直す。
  - (2) 小・中学校施設及び温泉給湯の使用料は、柳川市の例による。
  - (3) 公園、漁港、道路及び行政財産の使用料は、合併時に統一する。
  - (4) 水路使用料は、新市において調整する。
- 2 手数料は、合併時に統一する。

#### 15 一部事務組合等の取扱い

- 1 1市2町内で構成する一部事務組合
  - (1) 柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合は、合併の日の前日に解散し、 合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。また、一般職の職 員は新市の職員として身分を引き継ぐ。
  - (2) 柳川、三橋下水道組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。
- 2 1市2町を越えて構成する一部事務組合
  - (1) 有明広域葬斎施設組合、大川市外1市2町衛生組合、柳川市外三カ町土木組合、花宗太田土木組合及び東山老人ホーム組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 3 構成市町村が多数の一部事務組合等
  - (1) 福岡県市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
  - (2) 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合については、当該組合と協議を行

- い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合 併の日に消防団員等公務災害補償等共済基金に加入する。
- (3) 福岡県自治会館管理組合については、当該組合と協議を行い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退する。
- (4) 福岡県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日までに調整する。
- (5) 福岡県南広域水道企業団については、当該企業団と協議を行い、柳川市及び大和町が合併の日の前日に当該企業団を脱退し、新市において合併の日に当該企業団に加入する。
- (6) 有明広域市町村圏協議会については、当該協議会と協議を行い、合併の日の前日に当該協議会を脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

#### 4 土地開発公社等

- (1) 柳川市土地開発公社は、合併の日に定款変更等を行い、新市の土地開発公社として存続する。
- (2) 三橋町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散し、合併の日に新市の土地開発公社にすべての財産を引き継ぐ。
- (3) 大和町開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

#### 16 町・字の区域及び名称の取扱い

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
  - (1) 「大字○○(従来の名称)」中「大字」を削除する。
  - (2) 「柳川市大字〇〇」を「柳川市〇〇」とする。 「山門郡大和町大字〇〇」を「柳川市大和町〇〇」とする。 「山門郡三橋町大字〇〇」を「柳川市三橋町〇〇」とする。

#### 17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、各団体の実情・自主性 等を考慮しながら、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 1市2町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう支援に努める。
- 2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう支援に 努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

#### 18 各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において補助金等審査会(仮称)を早急に設置し、交付基準等を検討した上で、合併後2年間で調整する。

ただし、統合された各種団体に対する補助金・交付金については、新市の補助金 交付基準が整備されるまでの間は、現行の制度・交付額を基本に調整する。

#### 19 慣行の取扱い

- 1 市章及びシンボルマークは、合併時までに公募し、協議会で決定する。
- 2 市の花・木・歌、市民憲章及び宣言は、新市において調整する。
- 3 行事(式典等)は、合併時までに調整する。
- 4 姉妹都市等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて調整する。
- 5 表彰は、新市において調整する。

#### 20 国民健康保険事業の取扱い

- 1 税率、賦課方式等
  - (1) 国民健康保険の税率は、医療費等の動向を考慮しながら、合併時に統一する。(1人当たりの平均保険税額は、現在各市町ほぼ同額であるので、
    - 16年度の平均保険税額に医療費の増減分を加味した額となるよう調整する。)
  - (2) 賦課方式は、医療保険分を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式、介護保険分を所得割、均等割、平等割の3方式とする。
  - (3) 納期は、大和町、三橋町の例により年10期(6月~翌年3月)とし、算定は柳川市の例により7月本算定とするよう調整する。
  - (4) 徴収方法は、現行の口座振替及び納付書納付を新市に引き継ぐ。
- 2 国民健康保険保険給付費支払準備基金
  - (1) 国民健康保険保険給付費支払準備基金(国民健康保険財政調整基金)は、新市に引き継ぐ。
- 3 給付事業
  - (1) 保険給付事業(出産育児一時金及び葬祭費)は、現行のまま新市に引き継ぐ。
  - (2) 高額療養費貸付事業は新市においても引き続き行い、貸付金額等の事業内容は合併時までに調整する。
  - (3) はり、きゅう、マッサージ施設利用事業の国民健康保険分は、柳川市の例により調整する。

#### 4 保健事業

- (1) 啓発事業の健康優良表彰事業及び医療費通知事業は、新市において事業を引き継ぎ、他の事業は合併時までに調整する。
- (2) 単独事業のうち、健康診査事業は新市に引き継ぐ。人間ドック事業は三橋町の例により実施し、他の単独事業は合併時までに調整する。
- 5 国民健康保険運営協議会
  - (1) 国民健康保険運営協議会は新市で新たに設置し、委員構成については類似団体と比較し、合併時までに調整する。

#### 21 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険事業については、新市において法令の定めに基づき実施する。
- 2 介護保険事業の実施方法については、合併時までに調整する。

#### 22 行政区の名称及び区域の取扱い

1 行政区の区域は、当面現行のとおりとし、新市において見直す。

現在本市には322の行政区があり、250を超える世帯を持つ行政区と、8世帯から10世帯という小さな行政区が20以上あり、行政区間での受持ち戸数に大きなばらつきが生じている状況です。

平成 20 年 10 月に行政区適正化委員会から、行政区のあり方や適正規模等についての意見書が提出されたことを受けて、庁内検討委員会を設置し、行政区のあり方などについて検討を重ねてきましたが、各行政区の成り立ちには地縁や血縁、お宮さんなど歴史的な背景や地域事情があるため、行政区の区割り変更は、自治会活動にも影響を与えることから、非常に難しい課題であります。ただ、世帯数が少ないために、地域コミュニティ活動が困難な行政区については、その機能・運営が可能となるよう統合しなければならないと考えております。その際には、当該行政区の主体性を基本に、少しでも円滑に統合ができるよう、協議の場への担当職員の出席や統合に関する情報の提供・諸課題の調整などを行っていきたいと考えています。

- 2 行政区の名称は、現行のとおりとする。ただし、同一名の行政区については、 合併時までに調整する。
- 3 行政区の組織、行政区長及び隣組長(班長)の業務内容、報酬等は、合併時までに調整する。

#### 23 広報広聴の取扱い

- 1 広報
  - (1) 広報紙は、発行日、発行回数及び配布方法を合併時までに調整する。
  - (2) 声の広報は、協力を得ている各ボランティア団体と協議し、合併時までに調整する。
  - (3) 市勢要覧は、新市において速やかに発行する。
  - (4) ホームページは、新市において開設する。
  - (5) 情報公開制度は、合併時までに調整する。
- 2 広聴
  - (1) 行政への意見・要望の聴取の方法は、新市において調整する。

## 24 消防団の取扱い

- 1 1市2町の消防団は、合併時に再編する。
- 2 団員の年齢は、18歳以上とする。
- 3 団長、副団長及びその他の役員の任期は、1期2年とする。
- 4 消防団の定数は、729人以内とする。
- 5 新市の消防団は、団長1人、副団長3人とする。ただし、合併年度及びそれに 続く4年度間は、団長3人、副団長7人とし、団長のうち1人を総括団長とする。
- 6 報酬及び費用弁償については、合併時までに統一する。

#### 25 消防防災の取扱い

- 1 防災会議は、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。
- 2 水防協議会は、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。
- 3 災害対策本部は、合併時に組織を編成する。

#### 26 人権に関する事業の取扱い

- 1 人権啓発事業等
  - (1) 人権啓発事業は、差別のないまちづくりを推進するため、各市町の取り組みを尊重し、新市において、より積極的な啓発に努める。
  - (2) 人権擁護及び同和問題に関する条例は、合併時に統一する。
- 2 男女共同参画事業
  - (1) 男女共同参画を推進するため、新市において行政組織体制を確立し、行動計画の策定及び事業の推進に努める。
  - (2) 男女共同参画推進協議会は、新市において設置する。

#### 27 納税に関する取扱い

- 1 地方税の納期
  - (1) 個人住民税は、柳川市の例により合併時までに調整する。
  - (2) 法人住民税は、現行のとおりとする。
  - (3) 固定資産税は、柳川市の例により合併時までに調整する。
  - (4) 入湯税は、柳川市、大和町の例による。
  - (5) 市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
- 2 納税方法
  - (1) 口座振替及び納付書で行うものとする。
  - (2) 納付については、口座振替を推進する。
  - (3) 大和町の納税組合及び前納報奨金は、合併時に廃止する。

#### 28 窓口の取扱い

1 昼休みの対応など窓口サービスは、住民サービスを向上させるよう合併時に統一する。

- 2 総合窓口については、大和町の例をもとに、新市において速やかに導入を図る。
- 3 夜間、休日サービスを向上させるため、自動交付機を各庁舎に設置する。

#### 29 各種福祉事業の取扱い

- 1 総合福祉
  - (1) 民生児童委員及び主任児童委員は現状のまま新市に引き継ぎ、委員数は新市において調整する。
  - (2) 民生児童委員及び主任児童委員活動費は支給し、支給額は新市において調整する。
  - (3) 民生委員推薦会委員数は、合併時に法定数内で調整する。
  - (4) 災害弔慰金は、現行のまま新市に引き継ぐ。償還は半年賦償還とする。
  - (5) はり・きゅう・マッサージ施設利用事業の一般会計分は、三橋町の例をもとに合併時までに調整する。
  - (6) 福祉施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。

#### 2 高齢者福祉事業

- (1) 1市2町で取り組んでいる国・県補助事業は、現行の実施方法・メニュー等を調整し、新市において実施する。
- (2) 敬老祝金支給事業は、三橋町の例をもとに調整する。
- (3) 高齢者生きがい活動支援通所事業は、平成16年度から国の補助が廃止されるので、介護予防事業の機能訓練B型(いきいきクラブ等)に漸次移行する。

#### 3 障害者福祉事業

- (1) 国・県の法定及び補助事業は、現行の実施方法等を調整し、新市において推進する。
- (2) 施設間の相互利用事業及び訪問入浴サービス事業は、新市において推進する。
- (3) 身体障害者自動車改造助成事業は、柳川市の例による。
- (4) 重度障害者に対する見舞金の支給は廃止し、障害者福祉タクシー利用券支給 事業の充実を図る。
- (5) 自動車燃料費助成事業は、廃止する。
- (6) 障害者福祉計画は、1市2町で策定した計画をもとに、新市において新たに 策定する。

#### 4 児童福祉事業

- (1) 保育所徴収金(保育料)の階層区分は、大和町及び三橋町の例による。
- (2) 保育所徴収金は、合併時に統一する。
- (3) 第3子からの保育所徴収金は、柳川市の例により無料とする。
- (4) 学童保育事業(児童館を含む)は、現行のまま新市に引き継ぎ、地域の要望等を踏まえて充実する。
- (5) 特別保育事業及び子育て支援短期利用事業は、柳川市の例により促進する。

#### 30 保健事業・医療制度の取扱い

#### 1 がん検診等事業

(1) 各種がん検診等事業は、1市2町の実施内容が同じであり、新市において引き続き実施する。

#### 2 健康づくり事業

- (1) 食生活改善教室(食生活改善推進員養成講座)は、統合する方向で調整する。
- (2) 健康まつりは、合併時までに調整する。
- (3) 新世紀健康まちづくり推進基本計画は、新市において実施していくよう努める。
- (4) 単独事業は、合併時までに協議・調整する。

#### 3 老人保健事業

(1) 健康診査及び各種肝炎ウイルス検診は、1市2町とも法の定めにより実施しているので、新市において引き続き実施する。

#### 4 母子保健事業(健診・健康相談)

- (1) 1市2町で行っている各種健康診査事業は、新市において継続し、内容を充実する方向で調整する。
- (2) 健康相談事業は、合併時までに柳川市のメニューを基本に調整する。

#### 5 予防接種事業

- (1) 1市2町で行っている各種予防接種事業は、新市において継続する。
- (2) 予防接種健康被害調査委員会は、新市において新たに設置する。

#### 6 介護予防事業

(1) 介護予防事業は合併時までに事業メニューを調整し、新市において継続する。

#### 7 救急医療対策

(1) 医師会の救急医療業務(在宅当番医制・病院群輪番制)及び歯科医師会休日 救急診療は、新市において引き続き加入する。

#### 8 各種医療制度

(1) 老人医療は法に基づく事業であり、また、重度心身障害者医療費、乳幼児医療費及び母子家庭等医療費は県事業であるため、新市において継続する。

#### 31 水道事業の取扱い

- 1 水道料金等
  - (1) 料金に関する取扱いは、柳川市、三橋町の例による。
  - (2) 加入金は、柳川市、三橋町の例による。
  - (3) メーター使用料は、廃止する。

#### 2 徴収事務等

- (1) 料金徴収方法は、大和町の例による。
- (2) 料金の減免は、現行のとおりとする。
- (3) 工事補助は、柳川市の例による。

#### 3 手数料

(1) 設計手数料は合併時に廃止し、その他の手数料は、柳川市、三橋町の例による。

#### 32 環境衛生事業の取扱い

- 1 ごみ処理及びし尿処理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 小型合併処理浄化槽設置補助については、大和町、三橋町の例による。
- 3 生ゴミ処理機等設置補助は、調整して新市に引き継ぐ。
- 4 環境衛生に関する事業は、合併時までに調整する。
- 5 環境審議会は、新市において新たに設置する。
- 6 新市において、環境基本法に基づく環境基本計画を策定する。

#### 33 商工・観光事業の取扱い

- 1 商工業事業
  - (1) 商工業振興施策は、商店街空き店舗活用事業や商品券発行事業などの事業を 積極的に取り組めるよう新市において調整する。
  - (2) 企業誘致制度は、新市において優遇措置を盛り込んだ新たな制度を創設する。また、大和町における産炭地域振興施策は、新市に引き継ぐ。
  - (3) 中小企業経営支援は、合併時までに調整して新市に引き継ぐ。経営安定資金融資信用保証料補助金は、柳川市、大和町の例をもとに調整する。

#### 2 観光事業

- (1) 観光振興施策は新市に引き継ぐとともに、新たに地域の特色を生かした施策を展開する。
- (2) 観光基本計画は、新市において地域の観光資源を総合的に有効活用して新たに策定する。
- (3) 1市2町で行われている各種イベントは、地域の活性化を図るため、新市に おいて地域性、趣旨などを尊重して調整する。
- 3 勤労者、消費生活事業
  - (1) 雇用促進事業、消費生活相談事業、勤労者福祉事業などは新市に引き継ぐ。

#### 34 農水産事業の取扱い

- 1 農業
  - (1) 地域農業マスタープランは、新市において新たに策定する。
  - (2) 農業振興地域整備計画は現行のまま新市に引き継ぎ、新市において見直しを検討する。なお、農業振興地域整備に係る協議会は、合併時までに調整する。
  - (3) 地域水田農業ビジョンは、新市において統一する。
  - (4) 農業振興に関する国・県補助事業は、生産者ニーズに応えるため最大限に活用し、新市において積極的に推進する。
  - (5) 1市2町の単独の農業振興事業は、事業の趣旨、実績、効果を的確に把握し、 新市において調整する。
  - (6) 認定農業者、担い手の生産組織などは、新市に引き継ぐ。
  - (7) 農業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

- (8) 農業生産基盤の整備は、新市においても引き続き積極的に推進する。
- (9) 土地改良事業の受益者負担金元利償還金補助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

#### 2 緑化の推進

(1) 緑化推進事業は、新市に引き継ぐ。

#### 3 水産業

- (1) 水産業の振興は、新市において積極的に事業を推進する。
- (2) 福岡県水産振興対策事業の負担割合は、新市において統一する。
- (3) 有明海の早期再生のため、新市においても国・県と連携し、積極的に漁場の保全に努める。
- (4) 水産業生産基盤の整備及び計画は、新市においても引き続き積極的に推進する。
- (5) 漁業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

#### 35 建設事業の取扱い

#### 1 道路

- (1) 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、道路種別は、新市において見直す。
- (2) 道路整備計画については、新市において新たに策定する。また、事業実施については、新市において調整する。
- (3) 用地費、補償費の基準について、合併前からの継続事業分は現行のとおりとし、新規事業分は合併時に統一する。
- (4) 市町道の管理については、新市で速やかに調整する。

#### 2 水路

- (1) 水路 (クリーク) 及び水辺環境保全に対する取り組みは、新市においても積極的に推進する。
- (2) 水路整備について、合併前からの継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- (3) 水路管理条例は合併時に新たに制定し、水路の管理方法は新市で速やかに統一する。

#### 36 都市計画事業の取扱い

- 1 都市計画区域等
  - (1) 都市計画区域は新市に引き継ぐこととし、新市において必要に応じて見直す。
  - (2) 都市計画マスタープランの策定及び法定の都市計画審議会の設置は、新市において速やかに行う。

#### 2 都市計画関連事業

- (1) 柳川駅東部土地区画整理事業は、新市に引き継ぐ。
- (2) 密集住宅市街地整備促進事業は、新市に引き継ぐ。
- (3) 街路事業は新市に引き継ぐ。一部の街路については都市計画マスタープランの策定及び都市計画決定の際に見直す。
- (4) 公園整備事業は、現在の整備計画を新市に引き継ぐとともに、公園管理については合併時までに調整する。
- (5) 緑の基本計画は、新市において速やかに策定する。

景観計画や都市公園等整備事業等の関連施策と調整を図りながら検討する 予定です。

- (6) 国土調査事業は、新市に引き継ぐ。なお、大和町の一部については数値法により再調査を実施する。
- (7) 公共下水道事業は、現状のまま新市に引き継ぐとともに、その他の下水道事業は新市において調整する。
- (8) 景観条例は、新市において制定する。

#### 平成24年10月から施行開始。

#### 37 公営住宅事業の取扱い

- 1 施設整備
  - (1) 1市2町の公営住宅の整備計画は、新市に引き継ぐ。
  - (2) 「公営住宅ストック総合活用計画」は、新市において速やかに策定する。
- 2 使用料等
  - (1) 使用料(家賃)は、公営住宅法及び公営住宅法施行令に基づき算出するため、 新市において現行の料金体系を引き継ぐ。
  - (2) 住宅管理(設置)条例及び条例施行規則は、新市において制定する。

#### 38 学校教育事業の取扱い

- 1 学校教育施設
  - (1) 各市町の施設整備計画を尊重しながら、新市において新たな整備計画を作成し、小・中学校の均衡ある整備を行う。
- 2 学校教育事業
  - (1) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助費は、柳川市の例による。
  - (2) 修学旅行実施基準は、柳川市の例による。
  - (3) 教育研究所は、新市に引き継ぎ、より一層の拡充、整備を図る。
- 3 通学区
  - (1) 通学区は、合併後も当面は現状のままとし、新市において住民の意向を踏ま

え児童生徒数の動向並びに小・中学校の適正規模及び適正配置の観点から検討を行う。

#### 4 学校給食

- (1) 学校給食の実施方式は、現状のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 柳川市の中学校給食は、合併後早急に検討し実施する。
- (3) 1食単価、給食回数は、三橋町の例による。
- (4) 給食費は、大和町の例による。
- (5) 基本メニューは、合併時に統一する。

#### 39 生涯学習事業の取扱い

- 1 社会教育・体育施設
  - (1) 生涯学習施設は、現状のまま新市に引き継ぐ。なお、住民の教育向上及び健康保持のために、充実した施設環境の整備に努める。
  - (2) 公民館施設及び体育施設は、合併時に休館日・開館時間帯を統一し、その他の施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 2 公民館

- (1) 市民の地域活動を促進するため、学習活動、健康づくり、コミュニティ活動等の拠点となる校区等を単位とした公民館を整備する方向で検討する。 新市において、財政的な負担を考慮しながら公民館の適正な管理運営に努める。
- (2) 大和町中央公民館・三橋町中央公民館は、それぞれ大和町公民館、三橋町公民館として、新市に引き継ぎ、新たな公民館組織は合併時までに調整する。
- (3) 町内公民館(分館)の建設補助金は、大和町の例による。なお、公民館の活動補助金、館長謝礼等は、合併時までに調整する。

#### 3 図書館

- (1) 図書館・図書室を有効活用するため、合併後速やかに図書館利用カード1枚で対応できるようネットワークを整備する。
- (2) 図書館サービス(休館日・利用時間・貸出冊数等)は、合併時に統一する。
- (3) 大和町雲龍の館の図書室は、拡充する方向で検討する。
- 4 各種講座・行事・大会
  - (1) 共通する各種講座・行事・大会は合併時に統合し、その他の事業は合併時までに調整する。
- 5 文化財
  - (1) 国・県指定、市・町指定文化財は、新市に引き継ぐ。
  - (2) 新市において、文化財の指定基準を設け、適切な保護に努める。

#### 40 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

#### ■三橋地域審議会答申と対応状況

平成17年11月21日、市長が旧三橋町の地域の課題に関する意見を求め、三橋地域審議会に諮問しました。これを受け、地域審議会では地域の状況や課題などを把握するために4回の討議を重ね、平成18年6月9日に答申を行いました。

#### 平成24年9月末現在の答申に対する対応状況は以下のとおりです。

- 1 校区コミュニティ施設の建設 (P77:(3) コミュニティ施設の整備)
  - ~旧柳川市では小学校区ごとに校区公民館が設置されており、コミュニティ活動の 拠点や避難所となっています。旧三橋町では三橋公民館のみの設置であり、今後、 自主的なコミュニティ活動の拠点となる校区単位のコミュニティ施設建設を要 望します。

#### 対応課 生涯学習課、総務課

# 19 年度までの対応状況

地域コミュニティ施設整備については、合併協定項目調整において「市民の地域活動を促進するため、学習活動、健康づくり、コミュニティ活動等の拠点となる校区等を単位とした公民館を整備する方向で検討する。」との方針が示され、更に第1次柳川市総合計画においてもコミュニティ施設の整備の観点から「現在ある施設を有効に活用しながら、今後は、さらに市民の地域活動を推進するため、学習活動、健康づくり、コミュニティ活動等の拠点となる施設の整備に努めます。」と生涯学習の充実の視点からも活動の場づくりの推進として公民館の整備・充実が示されています。

このような方針の中、校区コミュニティ施設の建設については、三橋地域や大和地域のコミュニティ施設の整備と合わせて、すでに公民館施設が整備されている柳川地域の校区も含めた本市における校区公民館やコミュニティのあり方を、財政負担なども考慮しながら関係各課との十分な協議のうえ検討していきます。

平成20年5月に「柳川市コミュニティセンター整備基本計画庁内委員会」 を設置し、校区コミュニティセンター整備基本計画(素案)を作成している ところです。

その素案を基に、外部の第三者委員会を設置し、施設整備に必要な条件整備(土地の手当て、将来的な利用計画・施設規模の妥当性、維持管理体制など)や既存施設の運営改善などを協議し、コミュニティ施設整備のガイドラインを作る予定としております。

## H21 年度の 対応状況

平成21年8月にコミュニティセンター基本計画策定委員会を設置し、以降5回の会議を開催しました。平成22年1月5日に策定委員会の会長、副会長から市長及び教育長へコミュニティセンター基本計画に係る提言をいただきました。

今後、庁内にコミュニティセンター整備委員会を設置し、具体的な取り組みを進めます。

## H22 年度の 対応状況

平成22年5月24日に各校区行政区長代表、校区公民館長を対象として説明会を開催し、その後、順次、大和、三橋地域の全11校区において説明会を実施しました。その後、地元と市とで用地の選定について検討を行っております。現在のところ、垂見校区が先行しており、状況としては平成23年6月に用地取得を行い、現在、設計作業を行っているところです。また、中山・二ツ河・矢ケ部・六合校区については、本年度中に用地取得を行う予定です。その他の校区におきましても、平成26年度までの整備完了に向けて鋭意取り組みを進めております。

## H23 年度以 降の対応状 況

平成 23 年度に垂見校区の用地を取得し、造成工事、設計まで完了しています。また、六合、矢ヶ部、ニッ河、中山校区でも用地取得が完了しています。

平成 24 年度では、垂見校区で着工し、平成 25 年 3 月の開館を見込み建設 を進めています。六合、大和、中島(改修)、矢ヶ部、二ッ河、中山校区で は現在、設計中です。これらの校区は 25 年度中に開館できる見込みです。

なお、豊原、皿垣、有明、藤吉校区については平成 26 年度での開館に向けて取り組んでいます。

- 2 水路の環境浄化のための水路清掃、施設整備(浚渫土置き場等)(P178:②河川・水路の浚渫と整備、P173:②駅周辺整備と定住人口の増加促進)
  - ~旧三橋町では、各地区で水路清掃等に積極的に取り組んでいますが、浚渫した泥土の置き場等の確保が行政区では難しいため、行政により施設整備を行うことを要望します。

特に柳川駅前の水路は悪臭が発生し、市の玄関口としてイメージが悪いため、積極的に改善に取り組まれることを要望します。

対応課	水路課
H20 年度ま	浚渫土置き場については、三橋地区は合併以前より起田地内に 50a の浚渫
での対応状	土置き場を確保しており、現在も乾いた浚渫土の搬入を行っています。浚渫
況	直後の土は非常に多くの水分を含んでおり、運搬中道路を汚したり異臭が発
	生したりして置き場までの沿道の方に迷惑を掛けることになりますので、市
	では以前より地元での一時仮置きをお願いしてきたところです。
	次に水路の悪臭を改善するには水路浚渫も大事ですが汚水の流入抑止と
	流水の確保が肝要です。柳川駅前の水路については、流水を確保するために
	地元水路関係者と協議を行っており、調整が着いたところから簡易堰の設置
	等を行っており、平成 19 年度には国道 208 号線西側の南北に延びる水路へ
	の簡易堰の設置が完了しています。また、この地区は下水道が供用開始され
	ていますので下水道の普及を図り、汚水の流入抑止に努めていきます。
H21 年度の	浚渫土に関しては、県営事業で水路法面用土として、1月より一部再利用
対応状況	することとしています。
	次に柳川駅前水路の悪臭については、地元の理解を得て平成 21 年 10 月 27
	日よりオイルフェンス等を設置して、二ツ川への流水が出来るようになり、
	改善されました。
H22 年度の	浚渫土置き場については、今後も地元での一時仮置きをお願いし、浚渫土
対応状況	に関しましても公共事業で利用していきます。
	次に柳川駅前水路の悪臭については、水路内のゴミ除去を定期的に行って
	おり、流量確保のために上流部で川藻除去工事を年4回実施しております。
	二ツ川への流水については、7月の堰板取り換え時に止水しました。よっ
	て、常時流水が出来るよう地元調整や抜本的対策を講じる必要があります。
	また、この地区は、下水道が供用開始されていますので下水道の普及を図り、
	汚水の流入抑止の啓蒙に努めていきます。なお、西鉄柳川駅から西に延びる
	水路については、社会資本整備総合交付金事業での整備対応を検討中です。
H23 年度以	浚渫土置き場については、今後も地元での一時仮置きをお願いし、浚渫土
降の対応状	に関しましても公共事業で利用しております。その一例として矢ケ部校区コ
況	ミニティセンター造成で利用しました。

水路の悪臭を改善するには水路浚渫も大事ですが、汚水の流入抑止と流水の確保が肝要です。柳川駅前の水路の流水確保については、地元の理解を得て樋管管理により流水が確保できるようになり、改善されました。

また、この地区は、平成14年度より下水道が供用開始されていますので下水道の普及を図る必要があると考えております。

- 3 校区の見直しや通学距離を勘案した学校選択制の導入 (P93:(5) 児童・生徒数 の減少への対応)
  - ~旧柳川市と旧三橋町は、地形が入り組んでいたため、合併後は、他校が近い地区 もあり、校区の見直しや通学距離を勘案した学校選択制の導入の検討を要望しま す。

対応課	学校教育課
20 年度まで	平成 18 年 12 月に柳川市通学区域審議会を設置し、市立小中学校の通学区
の対応状況	域の見直しと指定校変更の弾力的運用、学校選択制導入の検討を審議してき
	ましたが、平成19年6月25日に「指定校変更の弾力的運用」についての答
	申があり、教育委員会で平成20年度の中学校入学者から、指定学校より近
	い中学校へは希望すれば通学できるようになりました。
	校区の見直しや学校選択制の導入については、平成20年1月29日に審議
	会から答申があり、校区の見直しは、上塩塚行政区内の隣組 04 の六合小学
	校から豊原小学校への変更、学校選択制の導入については、当分の間、導入
	を見合わせるということになり、平成20年3月の教育委員会で決定しまし
	た。 <b>(調整済み)</b>

- 4 市民三橋グラウンド等の既存施設を活用した総合運動公園の整備 (P105:②総合 運動公園などの整備)
  - ~グラウンドやテニスコートなど市全体で見れば、様々な施設が設置してありますが、競技スポーツの拠点施設として市民三橋グラウンド等の既存施設を活用した 総合運動公園整備の検討を要望します。

対応課	生涯学習課 → まちづくり課 → 生涯学習課
20 年度まで	第1次柳川市総合計画及び柳川市教育施策の中で、健康づくりのための生
の対応状況	涯スポーツ・レクリエーション活動推進と基盤整備の充実を図るためのスポ
	ーツ施設の充実をあげており、市民の方が安心して利用できるよう、施設整
	備を柔軟に対応しています。また、市内小中学校の体育館、運動場を開放し
	有効活用に努めております。
	総合運動公園整備については、施設建設費、その後の運営・維持費等の財
	政問題を含め、市民、諸団体、スポーツ競技団体等関係者の意見等を調整し、
	総合的に検討していきたいと考えています。
H21 年度の	○平成 21 年 6 月議会において総合運動公園調査費が承認され、基本構想の
対応状況	策定に着手。
	○平成21年10月に機構改革で総合運動公園整備室を新たに設置。
	○平成22年3月に「柳川市総合運動公園基本構想」を策定
H22 年度の	平成21年度に「柳川市総合運動公園基本構想」を策定し、総合運動公園
対応状況	の整備事業に取り組んでいましたが、市民アンケート調査の結果や市議会か
	らの意見等をもとに、総合運動公園の整備は、将来的な課題として残し、既
	存施設の改修や充実を図ることとし、平成23年9月に改修計画書を作成し
	ました。平成24年度から平成26年度までの3ケ年間で計画書に基づき、
	老朽化や住民ニーズに対応した施設整備を行う予定です。
H23 年度以	総合運動公園の整備は、平成23年度に市民アンケート調査の結果や市議
降の対応状	会からの意見等をもとに、将来的な課題として残し、既存施設の改修や充実
況	を図ることとし、改修計画を作成しました。この計画に基づき、平成 24 年
	度は大和グラウンド整備、柳川市民テニスコートの人工芝化、小学校グラウ
	ンド(矢ケ部、藤吉、中島、大和)4 校の照明灯設置や市民体育館、B&G
	海洋センターにフットサル用の防球ネット設置等を、改修計画書に基づいて
	実施を行っています。
	平成 25 年度につきましても、改修計画書に基づき、市民グラウンドの整
	備、トイレ改修やむつごろうランド野球場のバックネット改修、三橋グラウ
	ンドトイレ改修、三橋体育センター防球ネット設置や大和テニスコートの人
	工芝化等を実施する予定です。

- 5 直売所の設置 (P129:流通・販売体制の充実)
  - 〜販売拠点、販路の拡大、地産地消のため、農漁業の生産物及び加工品を直売し、 観光拠点ともなる直売所の設置の検討を要望します。

対応課	商工振興課、農政課、水産振興課、柳川ブランド推進室
19 年度まで	〇平成 18 年 12 月 26 日、柳川農協大和支所の一角を活用し、JAによる直
の対応状況	売所「ふれあいの里大和」がオープンし、農産品を中心に大和地区の特色
	を生かし、佃煮や有明海産のアサリ貝等水産物の一部販売も行ってきまし
	た。 (平成 20 年度で閉店)
	○平成20年4月の機構改革で設置された産業活性化推進室において、現在、
	道路利用者の休憩所の機能と情報発信・地域連携機能を併せ持つ、公共
	性・公益性のある「道の駅」について、調査研究を進めており、現在、先
	進地の事例等を参考に候補地の選定や概算建設費の算出、建設スケジュー
	ルの検討や道路管理者等関係機関との協議を行なっているところです。
H21 年度の	休憩・情報発信・地域の連携機能を併せ持つ「道の駅」設置について、本
対応状況	市の玄関口としての機能を持つ国道 443 号バイパス沿いを候補地に、これま
	で計画を進めてきましたが、みやま市が H23 年に国道 443 号バイパス沿いに
	道の駅を設置することが決定したため、同一路線上に道の駅を設置すること
	は、許可の上でも経営上でも困難となりました。本市の計画は、新たな方向
	性を見出すことが必要となり、議会をはじめ、市民のコンセンサスを得なが
	ら、道の駅に変わるものも含めて調査していきたいと考えています。
H22 年度の	○道の駅設置については、近隣の大木町、みやま市で建設されたという状況
対応状況	の変化によって、国の補助事業採択、登録要件問題、さらに近隣の道の駅
	商圏による運営の厳しさ、そういったものが当然予測されることから、道
	の駅に代わる地域振興策を検討せざるを得ないという状況になりました。
	そこで、平成22年3月議会において、道の駅に代わる方策として柳川ブ
	ランド事業に取り組んでいくという考え方を表明しています。この柳川ブ
	ランド事業とは、その地域が持っている特性・地域資源を活用し、柳川ら
	しいサービスや商品化を行い、地域外の人(観光客)や金を呼び込む取り
	組みです。22 年度では、海苔と米粉を使った新商品を開発する「うまかも
	んつくりぐっちょ」や新たな観光メニューの開発を目指す収穫体験やバス
	ツアー、既存のお土産品の中から、市外に積極的に売り出せる商品を認定
	するブランド認定事業など地域資源の発掘を行い、23 年度には約 100 商品
	ほどの関連商品が生まれました。
	また、23年12月3日に柳川市内にブランド関連商品を集めたアンテナシ
	ョップを実験的に開設しました。アンテナショップの開設期間は約1年で、
	生産者から商品を預かって販売する委託販売形式で行うこととしていま

す。この社会実験の結果を検証し、次の新たな政策を検討していくことと しています。

○柳川産の農産物を活かした加工品の開発・育成を行いました。具体的には、 つぼみ菜のラー油漬け、あさ漬けの開発、販売の開始。

柳川農産物の春夏野菜(ナス、トマト、イチゴ、アスパラガス、つぼみ菜等)のDVDを製作し、農業まつりや量販店での柳川フェアー等のイベント時に上映し、PRを行いました。

- ○柳川の観光地「沖の端」では、沖端漁協による、旅行者を対象とした「福岡のり」のPR海苔販売を平成21年度に続き、平成22年度も実施し、2百万円以上を売り上げ、旅行者への海苔の提供とPRに努めました。
- ○水産物の直接販売については、「福岡のり」の焼き海苔や佃煮海苔、また、 アサリ・サルボウ・ガザミ・タコなど有明海特産の水産物を試験的に農産 物直売所や道の駅で出張販売を実施した結果、海苔の加工品については、 常設コーナーを設置することが出来ましたが、魚介類(鮮魚は保存が利か ないため、水産物を加工するなど付加価値を付けた商品開発が必要)につ いては、鮮度維持や保存の方法など課題が残りました。

## H23 年度以 降の対応状 況

米粉、ソラマメ、あまおう、オクラ、ナス、大豆、トマト等を活用した加工品の試作を行いました。今後これらが商品化可能かどうか検討を行って行きたいと考えています。市民まつり、農業まつり、各種商談会及び量販店などのイベント時にPRと販売を行いました。

平成21年度から沖端漁協による、柳川の観光地「沖の端」での観光客を対象とした「福岡のり」のPR販売は、平成23年度も実施され、今年度も 実施すると言う事で、恒例として定着しました。

また、平成24年12月15、16日(土、日)に、両開漁協において、 海苔の直販フェアーを予定しており、今後の地域特産品の直接販売に繋げて いきたいと考えています。

## <その他委員からの意見>

- ◇ 観光地にふさわしい駅づくり (P151:(1) 水郷まち歩き観光の推進)
  - ~年間130万人が訪れる観光地の玄関口として、西鉄柳川駅の駅舎周辺整備は不十分な状況にあります。現在、駅東口の土地区画整理事業も行われており、案内所の拡充や偉人の銅像設置など観光客を迎え入れる駅づくりの検討を要望します。

対応課	観光課、まちづくり課
刈心床	35 - A - C - C - C - C - C - C - C - C - C
20 年度まで	西鉄柳川駅の東側については、駅東口開設に向け、土地区画整理事業で新
の対応状況	しい柳川の玄関口にふさわしい品格のある空間となるような駅前広場や有
	明海沿岸道路へのアクセス道路の整備を計画・実施しています。
	駅西側については、西日本鉄道株式会社と警察署、市で駐車対策も含めて、
	観光客を安全にしかも柳川らしさを感じる駅周辺の空間づくりを検討して
	います。
	なお、西鉄柳川駅周辺地区については、まちづくり交付金事業を活用して
	整備計画を立案しているところです。
H21 年度の	現在まちづくり交付金事業により西鉄柳川駅西側について駅前広場の計
対応状況	画立案のための測量と基本設計を実施中です。今後西鉄との協議を重ね、柳
	川らしい駅周辺の空間づくりに向けた検討を行っていきます。
H22 年度の	西鉄との協議を継続して行っており、H24年度初旬には自由通路や駅前
対応状況	広場の実施設計を予定しています。また、引き続き柳川らしい駅周辺の空間
	づくりに向けた検討を行っていきます。
H23 年度以	平成23年6月に西鉄の概ねの合意を得て、自由通路や駅前広場整備に向
降の対応状	け、詳細な協議を進めており、現在自由通路や駅前広場の実施設計に着手し、
況	平成24年度末より、一部工事に着手し、平成25年度より本格的な工事を
	実施する予定です。

- ◇ 立花いこいの森公園のトイレ増設(P152:(4)駐車場や公衆トイレの整備)
  - ~毎年4月に行われる「中山大藤まつり」は、地元住民の熱意と積極的な広報により、今年は20万人を超える見物客が訪れ、過去最高の人出となりました。この見物客を川下り等の観光スポットに繋げれば、より本市の観光が活性化するものと思われます。しかし、公園内にはトイレが少なく、仮設のトイレも準備し対応しましたが、不十分な状態でした。今後さらに見物客が増えることも予想されますので、水洗トイレの増設を要望します。

対応課	まちづくり課
20 年度まで	立花いこいの森公園周辺には、公園に2カ所、熊野神社内に1カ所、合計
の対応状況	3カ所のトイレが設置されています。また、平成18年2月に公園内トイレ内
	部改修工事より、女子トイレを1カ所増設しておりますので、通常の公園利
	用者のトイレ使用には支障ないと思います。
	「中山大藤まつり」の期間には、約20万人もの見物客が訪れるというこ
	とですが、その期間中のために、増設することは維持管理や他のまつりとの
	関係上、困難であると考えます。
	また、平成 19 年の「大藤まつり」期間中にトイレの水が流れない状態が
	発生しましたが、水道管の径が小さすぎることが原因であることが分かり、
	平成20年1月から3月にかけて水道管の施設替え工事を行いました。平成
	20年の「中山大藤まつり」においては、トイレの水が流れないトラブルはお
	こらず、期間中トイレの使用に関しては支障なく終了しました。
H21 年度以	状況に変化はありません。
降の対応状	
況	

## ◇ 建築規制条例の設置 (P164:(1) 魅力あふれる景観の形成)

~旧三橋町では建築規制条例がなかったため、風景・情緒がなくなりつつあり、旧 柳川市であった規制条例等の検討を要望します。

الله على الل	
対応課	まちづくり課
20 年度まで	柳川市には、建築の指導や規制を行う条例として伝統美観条例や建築指導
の対応状況	条例などがあり、今後景観条例なども検討していくこととしています。
	また、都市計画マスタープラン策定にあたり、景観を一つのテーマとして
	議論を重ねています。その結果を受けて、今ある景観関連条例と適用区域の
	見直しを含め、新市の景観計画策定及び景観条例となるように平成 21 年度
	から取り組む予定です。
H21 年度の	現在、本市の良好な景観づくりに向け、景観計画の策定業務に着手してお
対応状況	り、11月には知識経験者、団体代表、市民代表等で構成する策定委員会を設
	置し、景観計画の指針を検討しているところです。又、可能な限り市民の意
	見を計画に反映するために、12月に景観に対する意識調査の市民アンケート
	を実施しました。
H22 年度の	平成21年度より景観計画を策定していますが、この計画に伴う規制誘導
対応状況	では住民の皆様への影響もあることから、座談会等を実施し慎重に進めてお
	り、平成23年度末に完成予定としております。
	また、計画の策定にあたっては、建築指導条例等の景観関連の条例との整
	合を図り、新たな景観条例についても検討を進めております。
H23 年度以	平成24年3月に景観計画を策定し、また、平成24年3月議会において
降の対応状	景観条例について議決いただいております。その後、平成24年4月から約
況	半年間の周知期間を経て、平成24年10月1日より条例を施行し、景観計
	画及び景観条例の運用を行っています。(調整済み)

## ◇ 交通手段確保 (P173:(2) 交通手段の確保)

~既存のバス運行本数が少なく、バス等の交通手段の検討を要望します。

対応課	企画課
20 年度まで	路線(堀川)バスの運行本数は、路線の収支、利用状況によって決められ
の対応状況	ます。運行本数を増やせば、住民の利便性は高まりますが、利用バス台数・
	人件費の増となり、現状では、路線の収支を悪化させることになります。バ
	ス会社としても住民要望は十分把握してあると思いますが、営利企業である
	以上、採算が合わなければ要望に応えることは出来ないと考えられます。
	また、三橋地域での福祉巡回バスの運行については、国道 443 号線を堀川
	バスが運行していますので、その路線と競合しないよう調整を図った上で、
	柳川市バス対策協議会(現在は柳川市地域公共交通会議)で十分に検討する
	必要があります。ただ、平成 18 年 10 月 1 日に福祉巡回バスの運行ルートを
	変更した際、三橋地域の福祉バスを水の郷へ連絡するように設定し、利便性
	の向上を図っています。
	今後、福祉巡回バスの路線拡大など、交通空白地域対策については、平成
	20年8月に設置しました「柳川市地域公共交通会議」の中で協議していく予
	定ですが、その検討に当たっては、現在無料で運行している福祉センター送
	迎バスの見直しも含めて、総合的に考えていく必要があると考えています。
H21 年度の	今年度中に地域公共交通会議において、市全体の公共交通体系整備につい
対応状況	ての方針を取りまとめる予定です。その方針に基づき、交通空白地域対策の
	具体化を図っていきます。
H22 年度以	○平成23年3月に地域の利用実態に沿った、長期的にも持続可能な地域生
降の対応状	活の足として利用される公共交通を整備するため「柳川市地域公共交通総
況	合連携計画」を策定しました。
	○平成23年3月12日の新幹線の開業に合わせて、JR 筑後船小屋駅と西鉄柳
	川駅間の路線バスが開設されました。
H23 年度以	〇平成 23 年 11 月に交通空白地域の解消、交通サービスの地域格差の軽減の
降の対応	ため、大和・三橋地域にコミュニティバスの試験運行を開始しました。

- ◇ 県道久留米柳川線の歩道設置 (P193:②交通環境の整備と充実)
  - ~県道久留米柳川線は、通学や生活道路となっていますが、交通量が多く交通弱者 にとって危険な状態であるため、歩道の整備の検討を要望します。

소나 <del>다. 를</del> 田	ナチュノル部
対応課	まちづくり課
20 年度まで	久留米柳川線は、車両と自転車・歩行者が混在しながら通行している危険
の対応状況	な状況にあり、特に道幅が狭く事故等が多発する箇所は、地元の協力を得な
	がら整備することとしています。現道の歩道整備については、地元から改良
	の要望書も出されており、また、今後バイパス建設の予定もありますので、
	その計画も含め、交通渋滞緩和と交通事故防止も併せた交差点改良工事を局
	部的に整備する計画を柳川土木事務所と協議しています。
H21 年度の	引き続き、道路管理者である県と協議しています。
対応状況	
H22 年度の	県道久留米柳川線の整備については、バイパス道路建設と現道整備の方が
対応状況	示されており、柳川市区間においては、現道整備として事業が進められてお
	ります。道路管理者である県は整備に当たっては、優先順位を決めて事業を
	実施しております。現在旧柳川市区間の下田町区間に事業着手しておりまし
	て、三橋町区間の整備につきましても現在、県と事業着手に向けて協議して
	います。
H23 年度以	県道久留米柳川線の整備は、柳川市区間においては、現道を拡幅し、歩道
降の対応	整備を含めた道路改良事業が進められております。道路管理者である県は整
	備に当たっては、優先順位を決めて事業を実施しており、現在旧柳川市区間
	の下田町区間に事業着手しています。三橋町区間におきましては、その後に
	計画され、事業実施の運びになると伺っております。

- ◇ 市営駐車場の整備 (P149: ②商業空間の環境整備と商店街の活性化)
  - ~駅前の私営駐車場は日単位又は月極の料金設定であり、買い物など短時間に駐車 する料金設定になっていません。駅東口開発に伴い、時間単位の市営駐車場を整 備することを要望します。

対応課	区画整理推進室
20 年度まで	駅東口開発に伴い、時間単位の市営駐車場の整備要望については、区画整
の対応状況	理事業のなかで、柳川駅東口の開設と併せて駅前広場の整備を計画していま
	す。現在の計画では、その一角に 10 台程度の駐車場を確保する予定にして
	いますが、これは他の駅等に見られるような短時間の駅利用者の送迎用駐車
	場を考えており、一般買い物客のための駐車場とは考えていません。なお、
	現在の計画では、駐車場整備時期は平成22年度前後となっています。
H21 年度の	対応状況に変更はありませんが、平成21年11月に工事工程の見直し等で、
対応状況	事業期間3年延長を含めた事業計画変更を行ったため、駐車場整備は平成24
	年度前後の予定となります。
H22 年度の	平成 21 年度の対応状況から基本的に変更はありませんが、平成 26 年 4 月
対応状況	1日、柳川駅東口開設予定により、駐車場含めた駅前広場整備完了は、平成
	25年度の予定となります。
H23 年度以	平成 22 年度の対応状況から基本的に変更はありませんが、平成 27 年 4 月
降の対応状	1日、柳川駅東口開設予定により、駐車場含めた駅前広場整備完了は、平成
況	26 年度の予定となります。

- ◇ 大豆の一時預かり場所の整備 (P136:③販路の拡大と流通体制の強化)
  - ~農業振興策のひとつとして、大豆の生産が奨励されており、三橋地区でも積極的に生産が行われています。しかし、市内に5箇所あるカントリーのうち三橋地区のみ大豆の乾燥施設がなく、他地区の乾燥が終了したあとに、利用している状況にあります。この間収穫した大豆は個人で保管しており、三橋地区の農業者にとって負担となっています。そのため、三橋のカントリーに一時的に預かれるよう屋根等の整備を要望します。

対応課	農政課
20 年度までの	三橋地域の大豆荷受けは、柳川農協の集荷計画で、大和カントリーで行
対応状況	われております。しかし、保管施設が大和地域分の約 500 トンで一杯とな
	るため、今まで三橋地域分の大豆は一時生産者が保管し、搬入していたた
	め、作業が二度手間となっています。
	そこで、一時預かり場所の整備が要望されているところですが、施設整
	備については多額の出費(カントリーの貯留施設を改良するためには約2
	億円)が必要になり、施設利用料の負担増等問題があります。そこで三橋
	カントリー敷地内にコンテナを利用し一時保管する雨よけ施設を計画検討
	していましたが、これも費用等問題が多く実現には至っておりません。
	平成 19 年度からは柳川農協一時保管施設全体(皿垣・大和・柳川カント
	リー)に日割り分散配分をかけて集荷を行い、三橋地域の農業者の負担軽
	減に努めています。
H21 年度の対	柳川農協では、現在大豆センターにおいて乾燥・仕上げを行っています
応状況	が、一度に乾燥調整ができないため、柳川、大和、皿垣開のCEのドライ
	ストアにおいて通風乾燥して一時保管し、随時、大豆センターへ搬入し、
	乾燥・仕上げを行っています。ただ、大豆ドライストアの全体の容量が少
	ないため、本年度、蒲池・昭代CEのドライストアを大豆用に改造すると
	もに、三橋カントリー敷地内に大豆の一時保管施設として雨よけ施設を設
	置し、これらの施設が連携することにより、農家の負担を軽減し大豆生産
	の効率が図られることが可能になります。
H22 年度以降	平成21年度、JA柳川において三橋カントリー敷地内に、長さ29.6m、
の対応状況	幅 6m高さ 5mの屋根を設置した大豆仮置き場を建設されたことにより、三
	橋地区での1日当たりの集荷量75フレコン、2日分の集荷量の仮置きが可
	能となり、大豆生産の効率化が図られた。 <b>(調整済み)</b>

#### ■新市建設計画の執行状況(計画に基づく主な事業)

#### □新市建設計画について

平成16年6月に合併協議会において、合併後10年間(平成17年度~26年度)の 新市建設の指針として策定されたもので、新市の概況、まちづくりの課題、新市建設 の基本方針、新市の施策、財政計画などがまとめられています。

## □計画に基づく主な事業について

新市建設計画には、新市建設の基本方針として、産業振興、都市基盤、生活環境、福祉・保健・医療、教育・文化・スポーツ、住民参画・行財政の6つの柱により示しています。

合併後に取り組んできたそれぞれの柱ごとの主な事業は次のとおりです(事業費は、 平成17~23年度決算ベース)。

#### ◇地域特性を生かした活力ある産業づくり(産業振興対策)

事業名	事業費	対象地域
農村総合整備事業	9億227万円	柳川、大和、三橋
農村振興総合整備事業	3億3,207万円	柳川、大和、三橋
高収益型園芸産地育成事業	2億4,752万円	柳川、大和、三橋
漁港建設事業	18 億 2,588 万円	柳川、大和
漁業団地整備事業	14 億 472 万円	大和
柳川市民まつり事業	8,475 万円	柳川、大和、三橋
柳川ブランド推進事業	1,229 万円	柳川、大和、三橋

#### ◇豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり(都市基盤整備)

事業名	事業費	対象地域
歴史を生かしたまちづくり事業	6億9,175万円	柳川
三橋筑紫橋線都市計画街路事業	2億6,026万円	柳川・三橋
密集住宅市街地整備事業	14億6,323万円	大和
塩塚川高潮対策番所橋架替事業	2億4,648万円	大和
柳川駅東部区画整理事業	70 億 4, 454 万円	三橋
中山団地建替事業	7億9,075万円	三橋
市道整備事業	27 億 2, 470 万円	柳川・大和・三橋

## ◇安全で安心、うるおいのある生活環境づくり(生活環境対策)

事業名	事業費	対象地域
小型合併処理浄化槽設置事業	11 億 995 万円	柳川、大和、三橋
消防署東部出張所建設	1億9,923万円	大和、三橋
防犯灯設置補助事業	1,825 万円	柳川・大和・三橋
塵芥処理費	28 億 38 万円	柳川、大和、三橋

## ◇やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり(福祉・保健・医療対策)

事業名	事業費	対象地域
健康診査がん検診事業	5億8,915万円	柳川、大和、三橋
学童保育事業	3億4,160万円	柳川、大和、三橋
ファミリーサポートセンター事業	503 万円	柳川、大和、三橋
コミュニティバス実証運行事業	561 万円	大和・三橋

## ◇魅力と個性ある教育・文化づくり(教育・文化・スポーツ振興)

事業名	事業費	対象地域
共同調理場建設	6億3,938万円	柳川
柳河小学校施設整備事業	1億3,060万円	柳川
城内小学校施設整備事業	3億9,955万円	柳川
皿垣小学校校舎大規模改造事業	5,600 万円	大和
藤吉小学校校舎改築事業	9億2,495万円	三橋
大和中学校校舎改築事業	2,902 万円	大和
小学校 5 校耐震補強事業	2億4,165万円	大和・三橋
中学校 2 校耐震補強事業	2億1,480万円	柳川・三橋

## ◇協働による住民主役のまちづくり(住民参画推進)

事業名	事業費	対象地域
行政区活動支援事業	3億7,406万円	柳川、大和、三橋
コミュニティセンター建設整備事業	8,380 万円	大和・三橋
校区公民館等既存施設改修事業	1,025 万円	柳川

#### ■三橋地域振興基金の使途について

#### □地域振興基金について

合併協定項目中の取り決めで、旧市町で積み立てていた基金の一部について、旧市 町単位で新たに当該地域の振興に資する目的の基金(地域振興基金)を創設し、合併 後10年間に限って特例的に運用することとされました。

#### ◇ 合併協定項目より抜粋

基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。

#### □三橋地域振興基金について

三橋地域振興基金は、合併時に18億3,000万円が積み立てられ、平成17年度から 平成23年度までについては、西鉄柳川駅東部区画整理事業、藤吉小学校の校舎改築 事業、コミュニティセンター建設事業などの財源として使われました。

7年間で計5億9,831万円を活用し、平成23年度末の基金残高は、12億5,662万5 千円となっています。

平成 16 年度末残高		1,830,000千円		
			【内訳】	
	積立額	4,188千円	福祉協会清算金	4,049 千円
亚比 17 年度			利子収入	139 千円
平成 17 年度			【内訳】	
	活用額	51,466千円	土地区画整理事業	50,000 千円
			垂見小学童保育	1,466 千円
平成 17 年度	末残高	1,782,722千	円	
	積立額	2,408千円	利子収入	
平成 18 年度			【内訳】	
十八 10 千万	活用額	87,000千円	土地区画整理事業	60,000 千円
			藤吉小校舎等建設事業	27,000 千円
平成 18 年度末残高		1,698,130千	円	

	積立額	4,303千円	利子収入	
平成 19 年度	活用額	125,000千円	【内訳】 土地区画整理事業 藤吉小学校改築事業	60,000 千円 65,000 千円
平成 19 年度	末残高	1, 577, 433千	円	
	積立額	1,094千円	利子収入	
平成 20 年度	活用額	86,000千円	【内訳】 土地区画整理事業 矢ケ部小学童保育	·
平成 20 年度	末残高	1, 492, 527千	円	
	積立額	6,434千円	利子収入	
平成 21 年度	活用額	80,000千円	【内訳】 土地区画整理事業	80,000 千円
平成 21 年度	末残高	1,418,961千円		
	積立額	3,575千円	利子収入	
平成 22 年度	活用額	80,000千円	【内訳】 土地区画整理事業	80,000 千円
平成 22 年度末残高		1,342,536千	円	
	積立額	2,933千円	利子収入	
平成 23 年度	活用額	88,844千円	【内訳】 コミセン建設事業 矢ヶ部小駐車場整備	69, 711 千円 19, 133 千円
平成 23 年度末残高		1,256,625千	円	

## □各地域振興基金の状況

柳川、大和の地域振興基金の状況は次のとおりです。

		柳川地域振興	基金	大和地域振興	<b>単基金</b>
H16 年度末残高		866,	592千円	620,	000千円
	積立額	45,	498千円	47,	6 2 9 千円
	内訳	□福祉協会清算金 □利子収入	45, 394 千円 104 千円	□大坪奨学金清算金 □福祉協会清算金 □利子収入	3,610 千円
H17年度	活用額	22,	856千円	20,	974千円
	内訳	□共同調理場調査 □地元出役報償費 □福祉巡回バス事業 □矢留小学童保育	5,999 千円	□環境整備事業補助 □六合小学童保育	
H17 年度	末残高	889,	234千円	6 4 6,	655千円
	積立額	1,	201千円		873千円
	内訳	□利子収入	1,201 千円	□利子収入	873 千円
H18 年度	活用額	155,	700千円	71,	800千円
1110 平皮	内訳	□共同調理場建設費 □地元出役報償費 □福祉巡回バス運行	5,900 千円	□漁業団地建設事業 □皿垣小大規模改造 □環境整備事業補助	15,000 千円
H18 年度	末残高	734,	735千円	575,	728千円
	積立額	1,	861千円	1,	459千円
	内訳	□利子収入	1,861 千円	□利子収入	1,459 千円
H19 年度	活用額	22,	700千円	40,	000千円
	内訳	□地元出役報償費 □強化磁器食器購入		□漁業団地整備費	40,000 千円
H19 年度末残高		713,	897千円	537,	187千円
	積立額		586千円		570千円
	内訳	□利子収入	586 千円	□利子収入	570 千円
H20 年度	活用額	14,	000千円	28,	000千円
	内訳	□柳河小耐震事業	14,000 千円	□漁業団地整備費 □B&Gトイレ整備	20,000 千円 8,000 千円
H20 年度末残高		700,	483千円	509,	757千円

		柳川地域振興基金	大和地域振興基金
	積立額	2,973千円	2,017千円
	内訳	□利子収入 2,973 千円	□利子収入 2,017 千円
H21 年度	活用額	80,000千円	8,000千円
	内訳	□城内小施設整備 60,000 千円 □柳河小プール整備 20,000 千円	□漁業団地建設事業 8,000 千円
H21 年度	末残高	623, 456千円	503,774千円
	積立額	1,294千円	954千円
	内訳	□利子収入 1,294 千円	□利子収入 954 千円
H22 年度	活用額	0千円	23,890千円
	内訳		□漁業団地建設事業 5,490 千円 □大和中用地購入費 18,400 千円
H22 年度	末残高	624,750千円	480,838千円
	積立額	1,186千円	808千円
H23 年度	内訳	□利子収入 1,186 千円	□利子収入 808 千円
	活用額	129,150千円	19,603千円
		□旧柳川ホテル跡地購入	□コミセン建設事業
		123, 250 千円	10,303 千円
		□両開校区学童保育所整備事業 5,000 壬四	□大和中整備事業 9,300 千円
1100 & #	   	5,900 千円	
H23 年度末残高		496,786千円	462,043千円